

# 大木町集団健診（検診）業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、大木町が実施する集団健診（検診）を受託する事業者を選定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 業務名     | 大木町集団健診（検診）業務                            |
| (2) 業務内容    | 大木町集団健診（検診）業務仕様書                         |
| (3) 契約期間    | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで                   |
| (4) 実施方法    | 公募型プロポーザル                                |
| (5) 委託料の限度額 | 金額の上限は、30,332千円（消費税及び地方消費税の額を含む）<br>とする。 |

## 3 参加資格

法人又は団体であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申請兼誓約書の提出期限から契約締結までの間に、大木町指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による廃止前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 本プロポーザルの参加申請兼誓約書提出時点において、大木町その他の業務委託等入札資格参加者名簿（その他の役務の提供）に登載されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主として行っていないこと。
- (7) 大木町暴力団排除条例（平成22年大木町条例第2号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与するなどの当該条例に違反する行為がないこと。
- (8) 令和3年4月以降において、福岡県内の地方自治体で集団健診（検診）業務の受託実績があること。

## 4 担当課及び問合せ先

〒830-0416 福岡県三潴郡大木町大字八町牟田255番地1

大木町役場 健康課 健康づくり係（担当：北島）

電話 0944-32-1280（直通）

FAX 0944-32-1054

メールアドレス kenkofc@town.ooki.lg.jp

## 5 実施スケジュール

内容	実施日又は期限
参加申請兼誓約書の提出	令和8年1月29日（木）午後5時まで
質問書の受付	令和8年2月5日（木）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年2月10日（火）午後5時まで
参加辞退届の提出	令和8年2月19日（木）午後5時まで
企画提案書の提出	令和8年2月19日（木）午後5時まで
技術審査（プレゼンテーション）	令和8年2月27日（金）午後予定
審査結果の通知	令和8年3月4日（水）予定

## 6 参加申請兼誓約書の提出

（1）提出期限 令和8年1月29日（木）午後5時まで

（2）提出書類

- ① 参加申請兼誓約書（様式第1号）
- ② 事業者概要調書（様式第2号）
- ③ 業務実績調書（様式第3号）

（3）提出方法

- ① 持参での提出

提出期限までの開庁日の午前8時30分から午後5時までに、担当課（健康課）窓口（役場1階2番窓口）に提出すること。

- ② 郵送での提出

担当課まで提出期限必着で郵送すること。郵送の際は、表面に「公募型プロポーザル参加申請書等在中」と朱書きすること。

## 7 質問及び回答

（1）質問書の提出

- ① 提出期限 令和8年2月5日（木）午後5時まで
- ② 提出様式 質問書（様式第4号）
- ③ 提出方法 提出様式を、電子メール、ファックス又は郵送で担当課（健康課）に提出するとともに、電話による連絡を行うこと。

（2）質問への回答

- ① 回答期限 令和8年2月10日（火）午後5時まで
- ② 回答方法 回答は、隨時質問者に対して電子メールにて回答し、質問事項及び回答内容のみを、回答期限までに参加申請兼誓約書の提出者に対して電子メールにて周知する。

## 8 参加辞退届の提出

参加申請兼誓約書を提出した者（以下「参加者」という。）が、参加を辞退する場合は、令和8年2月19日（木）午後5時までに文書（様式任意）にて、担当課（健康課）に届け出ること。

## 9 企画提案書の提出

### （1）提出書類

- ① 企画提案書（様式第5号）

※表紙は様式第5号（必要事項を記載すること。）とし、表紙以外は任意様式とする。

- ② 見積書（様式第6号）

- ③ 見積内訳書（様式第7号）

### （2）提出部数 正本1部、副本5部

### （3）企画提案書作成要領

企画提案書等の作成に当たっては、大木町集団健診（検診）業務仕様書及び別紙「評価基準」の評価項目を参照し、次の点に留意して作成すること。

- ① 言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

- ② 企業のロゴや商号等は、記載しないこと。

- ③ 企画提案書は、見積書及び見積内訳書を含め、A4版縦片面印刷の左側綴りでファイリングすること。

- ④ 書類の項目ごとにインデックスをつけること。

- ⑤ ファイルの表紙には、「大木町集団健診（検診）業務委託公募型プロポーザル書類」及び「申請者名」を記載すること。

### （4）提出期限 令和8年2月19日（木）午後5時まで

### （5）提出方法

- ① 持参での提出

提出期限までの開庁日の午前8時30分から午後5時までに、担当課（健康課）窓口（役場1階2番窓口）に提出すること。

- ② 郵送での提出

担当課（健康課）に提出期限必着で郵送すること。郵送の際は、表面に「公募型プロポーザル参加申請書等在中」と朱書きすること。

## 10 審査方法

提出された企画提案書等の審査及び評価は、大木町集団健診（検診）業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記のとおり行う。

（1）評価基準 別紙評価基準のとおり

（2）評価方法

① 技術審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時 令和8年2月27日（金）午後予定（開始時間は別途通知）

イ 実施時間 準備、撤去含め30分以内（うち企画提案書等の説明20分、質疑応答10分）

ウ 実施場所 大木町役場3階第1会議室

エ 出席者 説明者を含め3名以内

オ その他 プロジェクターを使用する場合、プロジェクター及びスクリーン、電源（コンセント）以外の機器（パソコン、電源ケーブル等）は参加者が準備すること。

② 書類審査

提出された提案書、技術審査（プレゼンテーション）の内容を評価基準に基づき、選定委員会の各委員が審査等を行う。

## 11 受託事業者の選定

選定委員会において、審査等を実施した結果、各委員による評価点の合計が最も高い者を順位第1位の受託候補者とし、その次に評価点の合計が高い者から第2位以下の受託候補者として順位付けする。

## 12 審査結果の通知

全参加者に対し、選定結果を電子メールで通知した後、通知文書（原本）を郵送する。

## 13 失格要件

参加事業者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

（1）参加資格要件を満たさなくなった場合

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合

（3）審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

（4）その他、本要領の事項に違反したと認められる場合

## 14 契約の締結

選定した受託候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで契約を

締結する。仕様書の内容は企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、候補者との協議により最終的に決定する。

## 15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは、参加者が1者の場合でも成立するものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等一式は、返却しない。
- (4) 本町が必要と認める場合は、提出された提案書等を無償で使用できることとする。ただし、提案者の承諾を要するものとする。
- (5) 参加者が2者の場合、本プロポーザル終了後の結果公表において、次順位者の得点は、公表しない。
- (6) 提出を要請した必要書類以外のものは、一切受理しない。また、提出後の差し替え又は記載内容の変更は認めない。
- (7) この要領に定めのない事項については、契約規則のほか、関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
- (8) この要領に定めるもののほかは、選定委員会において決定する。

(別紙)

評価基準

評価項目	評価内容	評価ポイント	配点
実施体制等	実施体制	業務を迅速かつ適切に実施するために必要な知識と経験を有する人員配置・体制がされており、指導が確実に行われているか。	5
		業務中における事故や怪我、受診者からの苦情等に迅速に対応できる体制を整えているか。	5
	問診票等の発送	問診票・健診結果通知・精密検査等紹介状等の各種帳票が見やすく分かりやすい情報となっているか。	5
	個人情報の保護	業務責任者を設ける等、事業所内における管理責任体制が整備されているか。 受診対象者データ、予約者データ、健診（検診）結果及び撮影フィルム等の個人情報を適切に管理・保管できる体制を整えているか。	5
企画内容	新たな提案 ※委託料の限度額の範囲内で業務委託仕様書以外に実施できる内容を提案すること。	受診者の待ち時間短縮や利便性の向上への取組が提案されているか。	10
		受診者のプライバシーに配慮したり、検診に伴う苦痛の軽減を図る等、受診環境に関わる取組が提案されているか。	5
		町民の健康に関する意識の向上や健康づくりの取組の推進に有効な提案がされているか。	10
価格の妥当性	見積金額	価格項目の配点×（全ての提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）した数値を小数第一位で四捨五入し評価する。	50
合 計			100